

“「戦争と福祉」論” 再考

伊 藤 新一郎

“「戦争と福祉」論”再考

伊藤 新一郎

目次

1. はじめに
2. “「戦争と福祉」論”の基本前提
 - (1) キー概念
 - (2) <軍事-福祉>テーゼの3類型
3. 20世紀“「戦争と福祉」論”
 - (1) 代表的先行研究の要点
 - (2) 特質と課題
4. “「戦争と福祉」論”刷新の視点
 - (1) 歴史の恣意性
 - (2) 国家をめぐる契約と暴力
5. おわりに

〔要旨〕

一般に、「戦争」と「福祉」は相いれない対極に位置していると理解されるのが通例である。このような「戦争と福祉の対極性」という認識（枠組み）は、社会一般のみならず社会政策研究・福祉国家研究等の学界においても同様である。本稿は、上記の認識前提そのものへの疑問・批判から出発した上で、“「戦争と福祉」論”を福祉国家の分析視角という観点から再考することを目的とした。結果、20世紀“「戦争と福祉」論”の特質として、①総力戦の下での国家総動員の実現と社会統合、②国民的統一感情の醸成、③人口問題への国家の関心の高まり、④階級格差の平準化の促進が見出された。一方、課題として①<軍事-福祉>テーゼの20世紀的前提への親和性、②分析視角としての諸条件の限定性、③福祉国家の歴史的描写の政治的恣意性を指摘した。それらを踏まえ、“「戦争と福祉」論”の刷新のための視点として「歴史」「国家」「契約」「暴力」といったキー概念の必要性について述べた。今後の研究課題は、「脱20世紀化」による“「戦争と福祉」論”の通史的かつ普遍的な分析視角への刷新を企図するため、「国家」「生-権力」等の視点を導入することである。

1. はじめに

一般に、「戦争」と「福祉」は相いれない対極に位置していると理解されるのが通例である。それは、「福祉」が「平和」との親和性が高く、「戦争」は「反福祉・不幸」の象徴あるいは究極の状況と考えられているためである。このような「戦争と福祉の対極性」という認識（枠組み）は、社会一般のみならず社会政策研究・福祉国家研究あるいは社会福祉研究等の学界においても同様である。

本稿は、上記の認識（枠組み）前提そのものへの疑問（ないし批判）から出発している。その内容は次の3点である。

第1に価値規範一般への疑問である。これは社会一般で広く流通している認識であり、前述の通り学界にもみられる傾向である。そして、それはおそらく「福祉」の語源（幸福・安寧）や「戦争=暴力・悪」といったイメージに由来している。しかし、「幸福」や「正義」を大義名分とする「戦争」は今日に至るまで私たちの目の前に存在している。「戦争」は決して「平和」と常に親和性があるとは限らない。

第2に研究における歴史的な前提枠組みへの疑問である。「戦争国家 vs 福祉国家」という構図は、当時の「連合国 vs ファシズム（枢軸国）」という政治的対立を反映したもので

ある。さらに言えば、それはイギリスの立場からみた世界を踏まえている点で「二項対立の片側からの視点」が前提となっており、政治的イデオロギーの差異が強調された見方といえる。これは、「戦争国家」と「福祉国家」の理解における1つの側面に過ぎず、この視点に分析視点が還元される必要もなく、またそうなるべきではない。

第3に福祉国家像の把握の視点への疑問である。20世紀の現代戦争は総力戦¹⁾と呼ばれるが、それを遂行する体制として福祉国家を位置付けることができる。第2次世界大戦下のイギリスはその典型例といえる。総力戦における勝利を目的とする観点からいえば、「戦争国家と福祉国家は同じ」である。つまり、両者の目的もそれを達成するための手段・方法およびそのための編成システムは、同様の基礎構造に立脚している。そこには、「戦争」と「福祉」を媒介する国家への考察が不可欠である（「国家成立論」としての契約説／征服説）。

以上のような、「戦争と福祉の対極性」という認識を含む両者の相互関係に関する言説を、本稿では「戦争と福祉」論と呼ぶことにする。この中に20世紀福祉国家を念頭に置いた言説が含まれることは言うまでもなく、それは「20世紀的『戦争と福祉』論」として相対化して位置づける。

社会政策研究・福祉国家研究における「戦争と福祉」論の代表例として、R.M. テイトマスの論考「戦争と社会政策」がある。テイトマスは、戦争が社会政策の発達を促進すること（現代戦争の遂行は社会政策の発達を必要としたこと）を指摘したが、その点からみれば、今日において「戦争と福祉」論は福祉国家の成立および発展を歴史的に説明する際の1つの視点といえる。換言すれば、福祉国家の特質の分析視角として「戦争と福祉」論がある。

これは、福祉国家の分析視角として考えれ

ば当然とも思えるが、視点を変えれば次のように考えることも可能である。つまり、「戦争」と「福祉」は決して福祉国家に還元されるものではないことを考えれば、それらと「国家」との関係性を再構築・再考察することで、新たな分析視角へと刷新できるのではないかということである。その結果、より通史的かつ普遍的な視点から福祉国家分析が可能となる可能性は十分にある。しかしながら、そのためには20世紀「戦争と福祉」論の特質と課題について今一度整理することが必要である。

以上を踏まえ、本稿の目的は「戦争と福祉」論を福祉国家の分析視角という観点から再考することである。本研究は文献研究であり、研究の視点として次の2点を設定する。

第1に、20世紀「戦争と福祉」論に括弧することが可能と考えられる（特にイギリス福祉国家を念頭においた）いくつかの先行研究を概観し、その論旨を整理する。

第2に、第1の視点の内容を踏まえ、そこで示された20世紀「戦争と福祉」論の特質と課題を指摘した上で、それを分析視角として刷新する条件となる視点について試案的に検討する。

本稿の研究的意義は、「戦争と福祉」論の理論的再構成によって通史的視角からの福祉国家の構造分析（論じ方の脱構築＝新たな解釈）を可能とするための予備的作業に位置づいている点である。

2. 「戦争と福祉」論の基本前提

(1) キー概念

まずは、本稿におけるキーワードの概念規定・定義をしておく（操作的定義）。

①「福祉」

福祉概念の整理として、一般に「目的概念」と「実体概念」という区別がある。本稿では、

前者を理想状態・安寧・幸福 (well-being)、後者を広義の社会保障として操作的に定義しておく。この場合、2つの区別は独立しているというよりも、「前者を実現する手段として後者がある」という関係として捉えることができる。その点から言えば、実体概念には「恩恵・慈恵・慈善」といった必ずしも権利性を伴わない行為・事項を含める。

②「戦争」

戦争の定義で最も有名とされているのが、C.クラウゼヴィッツの『戦争論』における記述である。本稿ではそこでの定義を採用する。クラウゼヴィッツ (=2011:33) によれば、戦争は「相手にわが方の意志を強要し服従させるもの」である⁽²⁾。また、「戦争の三要素」として「戦闘力 (国民)」「国土」「政府」をあげている。その点について、クラウゼヴィッツ (=2011:63) は次のように述べている。

「戦争を通じて、敵国政府に対し、わが国の意志を強要するためには、敵の『戦闘力』『国土』『敵の意志』を、どうにかしなければならぬ。敵の持つ戦闘力は、もはや継戦が不可能な状態としてやらねばならぬ。本書ではそれを『撃滅』等と呼ぶ。

敵の持つ国土は占領しなければならない。国土は新戦力の策源 (供給基地) となるからである。

敵戦力を撃滅し、敵国土を占領しても、それで戦争が終わるとは限らない。敵政府の意志が屈服することで初めて、戦争は終わる。」

③「福祉国家」

福祉国家の定義は、論者によって多様であるが、本稿では極めてオーソドックスな説明として、「社会保障制度・混合経済体制・完全雇用政策・民主主義を構成要素とする現代国家の総称」とする。

よって、社会保障給付や国民負担率の水準

等のような何らかの具体的基準をもって、福祉国家か否かを判断するような立場はとらない。また、その成立時期は本稿が福祉国家として特に「イギリス福祉国家」を念頭においていることから、概ね第1次世界大戦後から第二次世界大戦後と幅を持たせる。

④「国家福祉」

国家福祉の定義は、国家が国民に対して生活の安定を目的として提供する財・サービス・事業としておく。その前提には、社会権を基礎とする「サービス・給付・支援を受けることへの権利性」が念頭に置かれている。ただし、「国家福祉」の動機が権利性以外に依拠していることを想定することは可能とする。

(2) <軍事-福祉>テーゼの3類型

次に、総力戦という20世紀に生まれた戦争形態を念頭にした「戦争と福祉」に関する論考として、ティトマスの「戦争と社会政策」を分析・考察した論考に山本 (2007) がある。そこで山本が提示した“<軍事-福祉>テーゼの3類型”が本稿にとっても示唆的な内容であるため、ここでその要点を整理しておく。

3類型の前提となる山本 (2007:119) の基本的認識は、次の3点である。①総力戦は20世紀に登場しその主体として (主権) 国家がある。②その国家は、広義の社会保障に関心事とする福祉国家へと変貌した。③20世紀の国家を特徴づける「軍事 warfare」と「福祉 welfare」という2つの動きを結びつけ、その関係について特定の見解を示す<軍事-福祉>テーゼが出現した。

その上で、山本は現存する学問的なく軍事-福祉>テーゼについて、次のように3つのモデルに大別した。

(A) 背反モデル

このモデルの特徴は以下の4点である。①軍事と福祉はトレードオフの関係である。②

主に平時を対象とし、財政の支出項目に注目する。③このモデルの検証は平和研究が中心である。④背景には「軍事の比重が低下することは望ましい」という考え方が依然受け入れられていることがある。

(B) 因果モデル

これは、戦争は福祉の発達を促進するというモデルである。第2次世界大戦を念頭におくこのモデルは、さらに次の2つに細分化されている。

(B) - 1 :

国家が戦争装置となる際、福祉はその装置の一環を担うものとして整備される。

(B) - 2 :

戦争のもたらす社会的な意識変化（平等意識の高まりとそれを背景とする社会民主主義政党に対する支持の上昇）が福祉の発達を促す。

(C) 国力増強モデル

このモデルは、国家が領土を維持ないし拡張するために必要な人口を確保するための手段として福祉は整備されてきたという見解である。先進諸国による帝国主義の言説を参照している（軍隊や植民といった帝国を支える十分かつ健康な人口を確保するために福祉を充実させる必要性）。

ティトマスの「戦争と社会政策」は、上記のモデルでは(B)因果モデル、その中でも(B)-1の立場とされている。このモデルは、一般に福祉の権利化と国家責任化の過程を歴史的に説明する立場に親和性が高い。そのため、このモデルは福祉国家の成立要因・発展過程を記述する際の1つのアプローチとして位置付けることができる。

3. 20世紀「戦争と福祉」論

(1) 代表的先行研究の要点

以下では、イギリス福祉国家を例にとった場合、「戦争と福祉」についてどのような言及がみられたのか、4人の論者の見解を概観する。それぞれ長文になるが引用する。

・W.H.ベヴァリッジ

20世紀福祉国家の理論的礎とされることも多い『ベヴァリッジ報告』は第2次世界大戦中に策定されたが、その中で次のような記述がある³⁾。

「今日、イギリスおよび連合国の国民が直面している問題の緊急性や困難さを強調するために多くの言葉を労する必要はない。現在の戦闘に勝ち残って初めて、彼らは自由と幸福と思いやりとを世界に残存させることができる。1人ひとりの市民が、戦争の目的に集中して最大限の努力を払って初めて、彼らは早期の勝利の希望をもつことができる。ところで、このことは次の3つの事実を変えるものではない。第1に、勝利の目的は古い世界よりももっとよい世界に生きようとするものであること。第2に、1人ひとりの市民が、政府がよりよい世界のための計画を戦後に間に合うように用意していると感じた場合に、戦争のための努力に一層力を集中するようになること。第3に、もしこの計画が戦後に間に合うように用意されなければならないとすれば、それは今の時点で作成されなければならないこと。」(ベヴァリッジ=2014:268)

「戦争の真っ最中に社会サービスの再建を計画するには困難が伴うが、それが有利な点もあるのである。欠乏を防止し、疾病を撃退し救済することは、実際には全ての市民の共通の関心事である。戦争は国民的統一を醸成するので、平和時よりも戦時の方がこの事実

を一層強固な形で具体化することが可能であるかもしれない。国民の一体感により、また共通の目的のために個人の利益を犠牲にする用意ができてい

ることにより、変革が一旦起こると誰もがこぞってそれを進歩として受け入れ、戦争以外の時には実現が難しい変革を実現することが可能かもしれない。」(ベヴァリッジ=2014:270)

上記の内容は次の4点に要約できる。①勝利の目的は、古い世界よりもよい世界に生きようとする事である。②国民は、英国政府がよりよい世界のための計画を戦後に向けて用意していると感じた時、戦争のための努力に一層集中するようになる。そのためには、戦時中の今作成される必要がある。③戦争の勝利のためには、その勝利を何に役立たせるのかを明らかにすることが重要である。④戦時は、平和時よりも国民の一体感が高まるため、共同目的のために個人利益の犠牲が容易になることから、社会変革の実現可能性を高めやすい。

・T.H. マーシャル

イギリス福祉国家を題材に福祉国家・社会政策に関する多くの業績を残し、ティトマス以前のLSEにおける社会政策研究の中心人物であったマーシャルは、「戦争と福祉」について次のように述べている。

「家族手当が両大戦間における社会政策の最も重要な革新的実践であったとすると住宅は社会政策が扱わなければならない事柄のリストに付け加えられた最も重要な項目であった。」(マーシャル=1981:106-107)

「戦争は住宅問題に新しい緊急性を与えた。住宅建設は保留され、住宅不足に乗じての私利追及を防ぐために家賃は凍結された。そして戦線にいる人々には帰還の際には“英雄に

ふさわしい住宅”が与えられると約束されたのである。」(マーシャル=1981:107)

「現代の総力戦層が戦争当事国の社会問題に対して与える影響は容易に想像できる。それは失業者を吸収し、技術的、組織的の双方の面で保健諸サービスを促進し、住宅については、それを破壊しあるいは建設が妨げられるかのいずれか、あるいはその双方によって、住宅不足を引き起こす。より一般的な意味において、総力戦争は政治に対して人々の福祉に対する新しい責任を負わすのである。特に食物と燃料のような生活必需品の不足に対して生産と分配を統制すること、また、侵略、疎開、空襲によって家をなくした人々の世話をする事に対してである。」(マーシャル=1981:114)

「第二次大戦における英国の経験はユニークであった。それは、母国に対する侵略ではない攻撃に持ちこたえて、始めから終わりまで戦い抜き、いかなる時にも社会的あるいは政治的解体を味わうことなくついに勝利に到達した唯一の主権国家であった。これらの状況は、なぜ『福祉国家』の観念がイングランドにおいて最初にあらわれたかを説明するのに役立つ。英国の戦争努力の甚大さと国土が攻撃に曝されたことは、全ての者に対して犠牲を要求すると同時に、ニードをもつ全ての人々に対して差別のない心からの援助が与えられることを要求した。」(マーシャル=1981:114-115)

「勝利に対する揺るぎのない確信と結びついたこの国の政治的安定性は、最も特徴的な物語り、すなわち戦争の中途において早くも国民と政府は戦いが終わった時に誕生すべき新しい社会の構図を描き始めたといういきさつを説明するものである。それは戦争に対する緊急措置を支配した資源の共同管理と危険

の分担という原則と同一の原則によって支配される社会であった。このようにして『福祉国家』という考えは生存をかけて戦う国民の戦争目的に一致するものとなった。」(マーシャル=1981:115)

「(ベヴァリッジ) 報告書が受け入れられ、かっさいを受けたのは、それが、その国がそれを求めて戦いつつあった社会秩序の青写真であったからである。」(マーシャル=1981:116)

以上の通りマーシャルが指摘した内容は、次のように要約できる。①住宅政策の発展要因は戦争である(「英雄にふさわしい住宅」)。②総力戦は国民全てに犠牲を要求する一方、国家は国民のニーズに対して普遍的な支援を実施することを要求された。③戦時における資源の共同管理とリスクの分担という原則の結果、「福祉国家」は生存をかけて戦う国民の戦争目的に一致した。④「ベヴァリッジ報告」は、戦時下の国民に対する戦後の新社会秩序の青写真として提示された(その中心は「ナショナル・ミニマム原則」と「均一給付均一拠出原則」)。

・R.M. テイトマス

テイトマスの「戦争と社会政策」は「戦争と福祉」の関係性を論じた代表的論考である。本稿の関心に即していくと、次のような記述は重要と考えられる⁽⁴⁾。

「社会政策という時には、戦時における一般市民の福祉の増進を企図する一連の政府の駆動を指しているのである。したがって、単に戦争の社会的生物学的影響を考えようとするだけでなく、主たる関心は、そうした影響をコントロールする政府の組織的計画にあった。」(テイトマス=1967:69)

「昔の戦争は突発的に無計画に起きる。一般市民の必要に備える準備行動もなく、その国の社会的経済的生活に与える戦争の影響に対する考慮もない。つまり軍事組織の戦いであって、それとは別に、戦闘の行われている地域以外では、正常な生活がごく正常に営まれており、営まれているとされていたのである。しかしそれと対照的に、20世紀に入り、戦争と平和に関する政府の計画や政策が相互に密接な関連をもつようになるにつれて、当然の帰結として、何を『異常』とし何を『正常』とするか、また政府の行為を正確に戦時か平時かのどちらか一方のためのものとすることが、次第に困難の度を強めてきた。」(テイトマス=1967:69-70)

「戦争の組織化は次第にその度を強め、国民の大部分をその中に包み込み、前述したように、いっそう長期にわたってその爪痕を残すようになってきた。過去100年間のこの発達は社会政策にいろいろな形で影響を与えてきた。とくに顕著だと思われるものは、戦時中の国民の生物学的特質の国家が一段と強い干渉を示すようになったことである。戦争がその規模を拡げ苛烈さを増すにつれて人口の量質ともに関心が高まったのである。」(テイトマス=1967:70)

「国民の肉体的健康を保持するために、国家経済の全領域にわたって、積極的手段を講じていくことが国家にとって必要であるばかりでなく、『国民の士気』という漢として捉えどころのないものと取組むことが、戦争戦略上、当局者にとっての至上命令にもなった。」(テイトマス=1967:73)

「多くの社会的規則が受け容れられたのも戦争がそれを必要としたからであり、戦争の準備のためにも、戦争が長年月にわたって残した影響のためにも、それが必要と考えられ

たのであるが、やがて単に戦争の間のみならず、平時にあっても、そうした社会的規則が社会政策の目的や内容を左右するようになった。」（ティトマス＝1967：77）

「大衆戦争が、そこでは全国民の殆んどがその戦争にかり立てられることになるが、そうした形をとるにしたがって、社会階級の格差は平準化されていく傾向をもっている。」（ティトマス＝1967：78）

以上のようなティトマスの見解は、次の4点に要約できる。①近（現）代戦争は、人口としての国民とその健康・士気に国家が強い関心を寄せることを促した。②戦争遂行における国民の全面的協力の必要性は、家族扶養に対する社会の責任を促進した。③戦時中の社会的規則（生活水準、服装、贅沢な遊興、その他の道楽等）は、（戦後の）平時でも社会政策の目的や内容を左右するようになった。④総力戦の出現により、全国民が戦争に動員される一方、社会階級の格差は平準化される傾向がある。

・ M. ブルース

イギリスの歴史学者であるブルースは、救貧法時代から福祉国家の成立までの経過を詳細に考察した著書において次のような記述をしている。

「（福祉国家の出現について）もし、長い年月の不況の後にきた第二次大戦という、もう一つのチャンスがなかったとしたら、それはどういう成行になったであろうか。解答はむずかしい。ベヴァリッジが1942年の報告書の中で示したインスピレーションに導かれて、この過程を仕上げさせたものは、あらゆる階級が犠牲をわかし合った第二次大戦の国民的連帯であった。」（ブルース＝1984：2）

「集団主義が国家の手に集中させた権力を苦々しく思っていた人々も、国民が生き残るための戦争に国家の資源が動員されるという前例のない事件を見て、まもなくその認識を改めなければならなかった。」（ブルース＝1984：27-28）

「大戦は、純粹の人道上的配慮および、社会的関心を別としても、…略…国家にとって、かけ替えのない人的資源の枯渇の原因になっていることをいやというほど教訓づけたのである。…略…敵に対する団結心やねばり強さといった、精神面に現れたところでは、その弱さは潜在的に、なおいっそう深刻であった。この欠陥を矯正することは、国家の戦争努力の一部を構成し、そして、その過程で社会政策の新たな原理が生まれてきた。」（ブルース＝1984：461）

「戦争がやったことは、…略…社会福祉に全く新しい取り組み方を導入したことである。…略…もはや貧困に落ちこんだ個人の救済の問題ではなく、自らはなんの落度もないのに、経済上の災厄に対して自らを守ることを期待できない階級全体、または一部を擁護するという問題であった。」（ブルース＝1984：460-461）

「戦争状態の下では、国家政策の基本となったのは、貧困ということよりは、むしろ肉体的ニードということであった。貧民だけでなく、すべての階級が男女の徴用、空襲の被害、食糧不足および家庭生活への圧迫をこうむった。社会サービスは、当初予想されたように、ぜいたくな飾りものとして切り下げられるどころか、戦争努力を高めるとい見地から維持されたばかりでなく、応用され、拡張されたのであった。」（ブルース＝1984：461）

「国富にあれだけの巨額の負担を負わせる

戦時中でさえ、あれだけの福祉サービスができるものなら、平時ならばもっとたいしたことができるはずではないかという問いかけが、当然ながら提起された。もっと率直に言えば、『戦争 warfare のためにできるのなら、なぜ福祉 welfare のためにできないか』という必然的な問いであった。(ブルース=1984: 480)

『福祉国家』の発展途上における決定的事件は第二次大戦であった。それは、長期にわたる不況と混迷をきわめた救済措置の後にやってきて、イギリス国民をして、彼らがそれまでに描いていた社会保障制度の仕上げをさせ、そして、戦争期間中をあれほど感動的に特色づけた、すべての人に対する配慮を平和の到来後も維持せしめたのである。(ブルース=1984: 515)

上記の要点をまとめると、次の4点に整理できる。①戦争は、社会福祉に対して全く新たな取り組み方を導入する原因となり、貧困や失業は個人にその責任を帰する問題ではなく援護の対象となった。②戦争は国家にとって人的資源の枯渇の原因である一方、国民の精神的団結を持続する必要があるため、その対応策は国家の戦時政策の一部を構成し、社会政策の新たな原理が生まれた。③戦時中であれだけの福祉サービスができるならば、平時ならばもっとできるはずという問いが提起された(「戦争 warfare のためにできるのなら、なぜ福祉 welfare のためにできないか」)。④福祉国家の発展途上における決定的事件は第2次世界大戦であった。

(2) 特質と課題

以上で概観してきた20世紀「戦争と福祉論」の例としての先行研究にみられる言説は、福祉国家化の過程における「福祉と戦争」の相互関係性について述べており、それらの要

旨は次の通りである。

第1に、総力戦の下での国家総動員の実現には社会統合の強化が不可欠であり、国民生活に対する国家責任の増大の現れとして、社会政策を含む「福祉」の発達がみられた。

第2に、戦後の新社会構想(=ベヴァリッジ報告)は、戦争遂行および戦争勝利に向けた国民的統一感情の醸成に寄与した。

第3に、総力戦において人口問題は国家の重要な関心事項となり、それは国民の生命を管理する動機を強化し、それに対する方策として社会政策を含む「福祉」を促進させた。

第4に、総力戦は軍人と一般市民間のみならず、一般市民間での階級格差の平準化を促進し、戦時中に形成されたその理念は戦後の平時においても継承された。

これらを総合的にみれば、その論旨は山本による<軍事-福祉>テーゼの3類型でいえば「因果モデル」に該当するものと理解できる。総力戦としての戦争において国家総動員が求められる状況下では、その基礎となる国民(=人的資源・人口)に対する国家の関心が強化される中で、国家福祉としての社会政策が段階的かつ計画的に促進・発展してきたという説明である。

一方で、20世紀「戦争と福祉論」について、その理論的構成および射程範囲をみてみると、問題点(限界)として3点を指摘できる。

第1に、<軍事-福祉>テーゼの3類型は、総力戦時代に対応した理論構成であるため、20世紀という時代の特質把握には優れているが、通史的分析への適用は困難である。

第2に、総力戦が社会政策の拡充に深い影響を与えたことは間違いないが、それは「戦争と福祉」の相互関係性についてより普遍的に論じるにはキー概念の意味内容および時代条件がきわめて限定されている。

第3に、戦時社会政策(例:ベヴァリッジプラン)を基礎とした福祉国家を、民主主義

や平和を希求する立場から位置づけ、「福祉国家 vs 戦争国家」という二項対立の構図から説明することは、福祉国家の歴史的描写に著しい偏重をもたらしている。

4. “「戦争と福祉」論”刷新の視点

すでにみてきたように、“「戦争と福祉」論”として括ることができる先行研究は、20世紀という時代性を反映しており、福祉国家の分析視角というよりも「福祉国家から導出された分析枠視角」といった方がよい。したがって、それを福祉国家の分析視角として新たに刷新するために、その糸口になると考えられる視点としてここでは2点を取り上げる。

(1) 歴史の恣意性

まずは歴史あるいは歴史的視点である。E. H. カー（=1962）は次のように指摘している。

「私たちの時代的な地位を反映し、自分たちの生活している社会をどう見るかという広汎な問題に対する回答の一部を形作っている。」

（カー=1962：3）

「歴史とは歴史家と事実との間の相互作用の不断の過程であり、現在と過去との間の尽きことを知らぬ対話である。」（カー=1962：40）

「歴史上の事実は、何しろ、歴史家がこれに認める意義次第で歴史上の事実になるので、完全に客観的であるというのは不可能であります。歴史における客観性というのは、事実の客観性ではなく、単に関係の客観性、つまり、事実と解釈との間の、過去と現在と未来との間の関係の客観性なのです。」

（カー=1962：178）

カーの指摘によれば、歴史はたしかに事実に基づいているが、それは厳密には広く認められている幾つかの「判断」であり、あらかじめ選び出され決定されたものである。言い換えれば、「歴史的事実」とは歴史家が恣意的に決めているにすぎないことになる。

このように、「歴史とは解釈のこと」（カー=1962：29）であることを踏まえると、20世紀“「戦争と福祉」論”が前提としている福祉国家像（福祉国家の歴史的的位置や歴史的描写）も、「1つの判断・解釈」といえる。また、福祉国家研究でよく持ち出される「戦争国家 VS 福祉国家」という構図それ自体が「1つの判断・解釈」である。当然、本稿が今後の展望として意図している“「戦争と福祉」論”の刷新も「1つの判断・解釈」であるが、重要なことは現在当然視あるいは自然視されている言説や理論的説明を相対化することで、新たな解釈の可能性を開示することである。その点から考えれば、歴史に対する基本的認識としてカーの指摘は示唆に富んでいる。

(2) 国家をめぐる契約と暴力

続いて、「戦争と福祉」の相互関係性についての考察を深化させるために、国家に関する議論は不可欠な視点である。国家概念について、近代国家を念頭においた場合、M. ウェーバーによる社会学的定義が最も有名だが、その要諦は「物理的暴力の合法性に基づく正当な独占」に求めることができる。

しかしながら、この定義は近代以降について説明するものであり、それ以前には適用することが困難である。とはいえ、20世紀“「戦争と福祉」論”が前提とする福祉国家もウェーバー的国家概念に由来することは明らかであるため、その視点は決して軽視すべきものではない。「戦争と福祉」の相互関係性の考察を深化させる場合、国家存在とその認識のあり方が問われることは言うまでも

ない。

国家が権力を行使するには、それを可能にする能力を備えている必要がある。佐藤(2014:18)によれば、国家の能力は①暴力を独占的に行使する能力、②資源を強制的に徴発し、再分配する能力、③能力を正当なものとして承認させる能力の3つである。他にも能力として列挙できる可能性はあるが、その場合でもこの3つが根本的な能力といえる。

また、近代国家の特質よりもその成立過程についての議論、いわゆる「契約説／征服説」という2つの立場に関してやはり暴力というキーワードを踏まえての整理が今後にとって重要と思われる。

例えば、社会契約説について考える場合の重要な点について、杉田(2015:194)は、秩序がはじめからあるのではなく、人々が意識して秩序を作り出すとされていることであり、しかもその際、人々は少なくとも1回は同意したことが強調されることを指摘する。

社会契約論は、契約という特権的な瞬間をきわめて重視する議論である。その一瞬に、正統性の全てを帰着させる(杉田2015:198)。

杉田はこのような原初の純粋な契約を重視する議論を「契約原理主義」と呼んでいる。そもそもそのようなことは現実にはあり得るのであるか。萱野(2016)も次のように疑問を述べている。

「契約によって共通権力がいったん打ち立てられれば、それが各人に暴力の使用を禁止することで契約は実効的なものとなるだろう。しかし契約の『結果として』確立されるものによって契約そのものを確実なものにすることは、論理的にはやはりおかしい。」(萱野2016:41)

また、国家と暴力の関係について、萱野(2016:44-45)によれば、近代国家が成立したのは人びとが<暴力への自由>をみずか

ら放棄したからではない。そうではなく、まず人びとに暴力行使を禁止することができるだけの力を集中させた統治権力ができ、その統治権力が強制的に暴力行使を禁止することで、近代国家は成立したとしている。

この点に関する指摘として、以下に示す杉田の見解は示唆的である。

「どのような国家にも、戦争や征服の結果として事実上成立したという側面がどうしてもつきまとう。契約原理主義者は、純粋な同意による国家という理念を示すことによって、国家形成の暴力性を結果的に隠ぺいすることにならざるをえない。」(杉田2015:201)

このようにみてくると、(近代)国家成立論としての(社会)契約説には、矛盾が散見されることがわかる。一方、征服説はその是非については議論の余地があるにせよ、より現実的な見解に思える。

ところが、20世紀「戦争と福祉」論が前提とする福祉国家は、(社会)契約説的近代国家の歴史の延長線上に位置しているとみなされているのが通例である。このような認識の理論的基礎の非現実性と暴力の隠蔽性を浮き彫りにした上で、「戦争と福祉」論を再編成することで、福祉国家の分析視角としての新たな可能性を模索できるのではないか。

5. おわりに

本稿では、「戦争と福祉」論を福祉国家の分析視角という観点から再考することを試みた。前述の通り、「戦争と福祉」論の刷新の手がかりとなる2つの視点を提示したが、それを踏まえ以下が今後の研究課題である。

第1に、「戦争と福祉」論の「脱20世紀化」である。「戦争」と「福祉」の関係性を20世紀に限定せず、通史的に扱うことを可能にすること(20世紀的な「戦争と福祉」論

として相対化して位置づけ直すこと)が必要である。その際、「福祉」(概念)の問い直しも求められる。

第2に、1点目の課題に取り組むためのキー概念としての「国家」の検討である。国家が最も実態として姿を現すのが戦争であり、「戦争」と「福祉」は国家を媒介として相互(補完)関係を形成する(20世紀的特質ではない)。つまり、「国家論」の視点を導入することで“「戦争と福祉」論”の刷新を企図する。

第3に、2つ目の課題を検討し分析視角としての刷新を図るための視点としての「暴力」と「生-権力」の詳細な考察である。この点からいえば、「戦争」と「福祉」の福祉国家的特質は、「殺すために生かす/生かすために殺す」という営為となるはずである。加えて、総力戦の国民生活と生命の防衛戦争としての側面を強調すること、さらにはそこでの同質化に作用する「生-権力」(福祉国家と優生学の結合)の考察は、「戦争の勝利自体が福祉」/「戦争の勝利のための福祉」という相互関係性から通史的かつ普遍化された“「戦争と福祉」論”の構築につながる。

その結果として、福祉国家の歴史的再配置(福祉国家の論じ方の脱構築)を展望できる可能性について今後も検討したい。

(注)

- (1)総力戦について、山之内(2015:12-18)は①前線での戦いではなく一国全体のあらゆる資源を投入(国家総動員化)、②政府官僚によって企画・統制される国家的事業(組織化・システム化)、国民とは、戦争における死の運命を共有する者(均質化・統合化)という3点からその特質を説明している。
- (2)橋爪(2016:14)は、「双方が暴力を行使しあう状況が生まれる」ことを戦争とした上で、暴力の行使はあくまでも手段にすぎないと指

摘している。あくまでも戦争の本質は「意志を相手に押しつけること」であり、戦争後の講和はそのための手続きとされている。さらに、戦争の特徴として「暴力を行使しても、法律に違反したとみなされないこと」(橋爪2016:16)を指摘している。

- (3)『ベヴェリッジ報告』の最後にも、以下のような記述がある。「欠乏からの自由は、民主主義の下で強制されることでもないし、民主主義の下で与えられるものでもない。それは人びとによって勝ち取らなければならない。それを勝ち取るには、勇気と信念と国民の一体感が必要である。…略…どのような階級や組織の利害をも超えた国民の一体感が必要である。この報告の社会保障計画は、この最大の危機においても、イギリス国民は、社会保障の実現に役割を果たし、社会保障によって立つ正義が諸国民の間で勝利を得るための物質的、精神的な力を失っていないと信じる人びとによって、提示されるものである。」(ベヴェリッジ=2014:271)
- (4)「戦争と社会政策」の強い関連性について指摘したティトマスであったが、本論考の最後では以下のように述べていることに留意すべきである。「このことは社会政策の発達のすべてを物語るものではないと私は信じている。それは理屈というよりは、多分に信念に近いものである。人類は戦争のみによって生きるものではない。人間の共同体の社会生活を説明するのに、攻撃と闘争という観点からだけ試みようとするのは、『この(戦争という)全事象を包み込んでしまう悲しい出来事』のほんの一部を説明することでしかないであろう。」(ティトマス=1967:79)

引用文献一覧

- ・C.クラウゼヴィッツ著、兵頭二十八訳(2011)『新訳 戦争論』PHP 研究所。
- ・E.H.カー著、清水幾太郎訳(1962)『歴史とは何か』岩波書店。
- ・橋爪大三郎(2016)『戦争の社会学：はじめての軍事・戦争入門』光文社。
- ・萱野稔人(2016)『暴力と富と資本主義：なぜ国家はグローバル化が進んでも消滅しないの

- か』角川書店.
- ・ M.ブルース著, 秋田成就訳 (1984)『福祉国家への歩み (第4版)』法政大学出版局.
 - ・ R.M.ティトマス著, 谷 昌恒訳 (1967)『福祉国家の理想と現実』東京大学出版会.
 - ・ 佐藤成基 (2014)『国家の社会学』青弓社.
 - ・ 杉田 敦 (2015)『境界線の政治学 増補版』岩波書店.
 - ・ T.H.マーシャル著, 岡田藤太郎訳 (1981)『社会 (福祉) 政策—20世紀における—』相川書房.
 - ・ W.H.ベヴァリッジ著, 一圓光彌監訳 (2014)『ベヴァリッジ報告: 社会保険および関連サービス』法律文化社.
 - ・ 山本 卓 (2007)「R.M.ティトマスにおける戦争と福祉—「戦争と社会政策」再考—」, 日本政治学会編『年報政治学』2007-I, 木鐸社, 119-142.
 - ・ 山之内 靖著, 伊豫谷登士翁・成田龍一・岩崎稔編 (2015)『総力戦体制』筑摩書房.